平成２４年（フ）第１５４９号
福岡県宗像市田熊２丁目４番63―403号
破産者　尾園　哲也
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８１号
福島県須賀川市西川字山寺64番地１　セレクト102号
破産者　斑目祐美子
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
埼玉県熊谷市小八林1582番地
破産者　福田　俊之
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４９８号
横浜市都筑区東山田町1741番地26、開始決定時の住所川崎市高津区久末1456番地７
破産者　本田　和義
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０５号
神奈川県逗子市沼間３丁目11番４、住民票上の住所神奈川県逗子市久木６丁目４番23号
破産者　喜多　正樹
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１０号
横浜市港北区大倉山５丁目23番14―203号
破産者　牧　　隆彦（旧姓新妻）
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１９０号
横浜市都筑区南山田１丁目３番７―202号
破産者　野口　武志
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０３号
横浜市南区中村町３丁目211番地15　木崎アパート34号
破産者　鈴木　敬二
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８２０号
横浜市港北区篠原台町33番14号
破産者　固武　八重
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９２号
金沢市久安１丁目109番地１、住民票上の住所金沢市額新町１丁目51番地
破産者　川本洋一郎
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６２号
長野県東御市和7985番地８
破産者　ミツイ精密こと　三井　安永
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１１０号
長野県上田市常入１丁目15番64号　メゾン常入１―101号、開始決定時の住所長野県上田市中央北１丁目７番15号
破産者　関田　　順
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１２２号
長野県上田市下塩尻820番地７　リンピア・グレイス103号
破産者　村田　勝久
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１２３号
長野県上田市下塩尻820番地７　リンピア・グレイス103号
破産者　村田　順子
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１３３号
長野県松本市大字松原２番地５
破産者　牧野内清司
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１６７号
長野県塩尻市大字宗賀71番地354　ハイツ神戸Ａ201号
破産者　内川　　洋
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１６８号
長野県安曇野市三郷明盛1127番地１　プレッソ安曇野203、住民票上の住所長野県塩尻市大門一番町16番４号
破産者　小平　　博
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３２１号
静岡市駿河区手越原73番地の７
破産者　大久　晃平
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５３号
静岡県焼津市焼津４丁目14番32号　クレールアザレ302号
破産者　栗本　敏治
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部